## 三浦市分別収集計画

(令和元年6月策定)

## 目 次

1	青	十画	策	定	の	意	義	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	• • •	•	2
2	基	基本	に的	方	向																							• •	• • •		•	2
3	計	十画	前期	間																							• •	• •	• • •		•	2
4	文	计象	き品	目												••		••		••								•	• •		•	2
5	2	子 年	医度	に	お	け	る	容	器	包	装	廃	棄	物	の	排	出		の法													
6	茗	<b>字</b> 器	是包	. 装	廃	棄	物	の	排	出	の	抑	制	を	促	進	す		た (法													
		<b>分別</b> 逐棄																											• •	• •		
Ş	<u> 0</u>	み年 ) 量 <sub>み・・</sub>	: 及	び	法	第	2	条	第	6	項	に	規	定	す	る	主	務:	省	令 • •	で・・・	定 • •	め	る	物	の ・・	量•••	<i>の</i>	見	•		5
2	<u> 0</u>	条年 )量 ょの	: 及	び	法	第	2	条	第	6	項	に	規	定	す	る	主	務:	省	令	で	定	め	る	物	の	量	0	見	ı	• (	6
10	5	子 別	小収	集	を	実	施	す	る	者	に	関	す	る	基	本	的		事法													
11	5	分別	小収	集	. の	用	に	供	す	る	施	設	の	整	備	に	関		る法													
12	7	- O.	他	,容	器	包	装	廃	棄	物	の	分	別	収	集	の	実		に法													7

#### 1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた 社会経済や生活様式を見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構 成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の最終処分場は残余容量が残り僅かとなっているという至って厳しい状況にあり、焼却施設を持たない本市にとって、広域最終処分場稼働までの現最終処分場の延命化が喫緊の課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を 分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし 、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となっ て取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進することで廃棄物の減量化、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

#### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の適正処理の推進と地域環境の保全

#### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	3, 003 t	2, 968 t	2, 933 t	2,898 t	2, 863 t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分担して相互に協力、連携を図る。

#### (1) 啓発活動等の充実

ごみの排出抑制や分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方等に関し、広報 誌、ホームページ、パンフレット、ポスターなどを通じ、積極的な啓発活動に取組む。

#### (2) 環境教育の支援

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育や市民の体験学習、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、最終処分場の逼迫をはじめとするごみ処理の実態を知ってもらい、ごみの減量化やリサイクル推進の理解を求める。

#### (3) 廃棄物減量等推進員との連携

地域とのパイプ役である廃棄物減量等推進員と連携し、地域と密着したごみ分別指導の徹底、ごみの減量化やリサイクル活動を推進する。

#### (4) 集団資源回収の促進

自治会や子供会、老人会などの市内各種団体の自主的な集団資源回収活動を促進するため、 資源化物回収奨励金制度を継続し、廃棄物の再資源化を促進する。

#### (5) ごみ減量・再資源化協力店制度による自主回収の促進

紙パック、生きびん及び食品トレイ等の店頭回収に協力する店舗を協力店として認定し、市 民周知を行うことによりごみの減量化、リサイクル推進と自主回収ルートの拡大を図る。

# 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、資源物収集による資源化の状況等を総合的に勘案し、分別収集をする 容器包装廃棄物の種類及び収集に係る区分を次のとおりとする。

分別	収集に係る分別の区分						
主としてスチール	缶						
主としてアルミ製の	の容器	Щ					
主として	無色のガラス製容器						
ガラス製の	茶色のガラス製容器	びん					
容器	その他の色のガラス製容器						
主として紙製の容	器であって飲料を充てんするためのもの(原	紙パック					
材料としてアルミ	ニウムが利用されているものを除く。)						
主として段ボール	製の容器	段ボール					
主として紙製の容装	器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装					
主としてポリエチ	ペットボトル						
飲料、しょうゆ等を	*						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの プラスチック製容器包							

### 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

				-		-		737 O A		
	令和	2 度	令和3	年度	令和 4	4年度	令和 5	年度	令和 6	年度
主としてスチ ール製の容器		94 t		93t		92t		91 t		90t
主としてアル ミ製の容器		70 t		69 t		69t		68t		67t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
無色のガラス		141t		139t		138t		136t		135t
製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)		(引渡量)		(引渡量)		(引渡量)	(独自処理量)
	(合	141t 卦)	(合	139t 卦)	(合	138t	(合	136t ≱\)	(合	135t 卦)
茶色のガラス	( [	103t	( [	102t	( [	101t	( [	99t	( [	98t
製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	103t	_	102t	-	101t	-	99 t	-	98t	_
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
その他のガラ		87 t		86 t		85t		84t		83t
ス製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主として紙製	87t		85t	_	85t	_	84 t	_	83t	_
でを飲すのしウれをでをた原アがいくでをた原アがいく。)		11t		11t		11t		10t		10t
主として段ボ ール製の容器		341 t		337 t		333t		329t		325t
主として紙製	(合計)		(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
の容器包装で		344 t		340 t		336t		332t		328t
あって上記以	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
外のもの 主としてポリ	_	344 t	_	340 t	_	336t	_	332t	_	328t
エとレント フタレートの容 PET)製って飲	(合	計) 166t	(合	計) 164t	(合	計) 162t	(合	計) 160t	(合	計) 158t
料又は他と しと主務 大臣が充め おこれ ためのも の	(引渡量) 166t	(独自処理量) —	(引渡量) 164t	(独自処理量) —	(引渡量) 162t	(独自処理量) —	(引渡量) 160 t	(独自処理量) —	(引渡量) 158t	(独自処理量) —
主としてプラスチック製の	合	計) 808t	合	計) 799t	合	計) 790t	(合	計) 780t	合	計) 771t
容器包装であって上記以外 のもの	(引渡量) 808t	(独自処理量) —	(引渡量) 799t	(独自処理量) —	(引渡量) 790t	(独自処理量) —	(引渡量) 780 t	(独自処理量) —	(引渡量) 771 t	(独自処理量) —

### 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に 規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近3ヵ年度(平成28年度から平成30年度まで)のそれぞれの年度における年間一人当た りの分別基準適合物等排出量を算定し、その平均に推計人口を乗じた。

なお、本計画における各年度の推計人口は、三浦市政策部政策課による「趨勢人口推計」(『三浦まちづくりプラン』基本計画の基礎資料)の各年10月1日の数値に基づき設定した。

#### 推計人口

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
43,802 人	43, 288 人	42,774 人	42, 260 人	41,746 人

#### 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号関係)

容器包装廃棄物 の種類	収集に係る 分別の区分	収集·運搬段階	選別·保管等 段階	備考	
スチール製容器	缶	市	市	昭和56年4月から	
アルミ製容器	Щ	委託業者	111	分別収集開始	
ガラス製容器(無色	びん	市	市	昭和56年4月から	
・茶色・その他)	0.0	委託業者	111	分別収集開始	
飲料用紙製容器	紙パック			平成14年4月から	
队们们拟安全的	がく、グラ	市	市	分別収集開始	
段ボール	段ボール	委託業者	111	昭和56年4月から	
权机 //	权机			分別収集開始	
紙製容器包装	紙製容器包装	市		平成 14 年 4 月から	
<b>似农谷储已</b> 农	似衣谷铅色衣	委託業者	111	分別収集開始	
ペットボトル	ペットボトル	市	市	平成 12 年 11 月か	
		111	委託業者	ら分別収集開始	
プラスチック製容器	プラスチック	市	市	平成14年4月から	
包装	製容器包装	委託業者	委託業者	分別収集開始	

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号関係)

スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色・茶色・その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装は、清掃事業所内で選別・圧縮・保管等を行う。

ペットボトル、プラスチック製容器包装については、環境センター敷地内で選別・圧縮・保管 等を行う。

分別収集する容器包装廃 棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶	透明袋	2t 車	清掃事業所內資 源物選別処理施 設
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	びん	1 129132	(低床ダンプ)	(選別·圧縮·保管 )
飲料用紙製容器	紙パック	紐で束ねる		清掃事業所内その他紙製容器包
段ボール	段ボール	/III C //C/(3/ D		装等ストックヤ
紙製容器包装	紙製容器包装	透明袋		ード (選別・保管)
ペットボトル	ペットボトル	透明袋 専用ボックス	2 t ~4t 車 (パッカー)	環境センター内 ペットボトル選 別処理施設(選別 ・圧縮・保管)
プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	透明袋		環境センター内 その他プラスチ ック製容器包装 ストックヤード( 選別・圧縮・保管)

#### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号関係)

- (1) 廃棄物減量等推進審議会を通じて、市民や事業者の意見や要望を採り入れ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくものとする。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、引き続き廃棄物減量等推進員制度を活用する。
- (2) 現行の自治会等の市民団体による集団回収制度を更に充実・強化させるための支援を行う。